

第38回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

株式会社力の源ホールディングス

次頁の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.chikaranomoto.com/ir/library/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

【目次】

■ 事業報告

1. 企業集団の現況	1
(1) 当事業年度の事業の状況	1
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況	5
(3) 対処すべき課題	6
(4) 主要な事業内容	10
(5) 主要な営業所及び工場又は店舗	11
(6) 従業員の状況	11
(7) 主要な借入先	12
(8) その他の企業集団の現況に関する重要な事項	12
2. 会社の現況	13
(1) 株式の状況	13
(2) 新株予約権等の状況	13
(3) 会社役員の状況	14
(4) 会計監査人の状況	15
3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	16
4. 剰余金の配当等の決定に関する方針	22

■ 連結計算書類

連結貸借対照表	23
連結損益計算書	24
連結株主資本等変動計算書	25
連結注記表	26

■ 計算書類

貸借対照表	41
損益計算書	42
株主資本等変動計算書	43
個別注記表	44

■ 監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	53
計算書類に係る会計監査報告	56
監査等委員会の監査報告	59

事業報告

(2022年4月 1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）における世界経済は、新型コロナウイルスの感染者数は減少し、行動制限が解除され、人流が回復したことにより、経済活動は正常化に向かいつつあります。一方で、2022年2月からのロシア・ウクライナ情勢に起因する原材料及びエネルギー価格の上昇や、世界的なインフレ率の上昇、円安の急速な進行、労働人口の減少等による人件費の上昇、さらには、2023年3月に発生した米国における金融政策に端を発した金融機関の破綻等、様々な不安定要素が混在している状況が継続しております。

当社グループの属する外食産業について、国内においては、新型コロナウイルス感染症にかかる規制は2022年3月以降解除され、人流の回復や、2022年10月以降は入国規制の緩和等によるインバウンドが回復傾向にあること、感染症法の位置づけも季節性インフルエンザと同等の「5類」に引き下げられる見込み等、明るい兆しがある一方で、原材料及びエネルギー価格の上昇や人件費の上昇、当期初から続く円安等、引き続き厳しい経済状況にあります。

海外においては、新型コロナウイルス感染症について、2022年1月から4月にかけて、一部の国や地域において感染拡大の影響があったものの、その後は順調に回復に向かっております。一方で、上述の地政学的な不安定要素並びに厳しい経済環境において、原材料及びエネルギー価格の高騰や、サービス産業における人財不足が懸念され、引き続き注視が必要な状況にある点は国内と同様であります。

このような状況のもと、当社グループでは、「変わらないために、変わり続ける」という企業理念に基づき、国内においては、新規に15店舗を出店し、さらに植物由来の原材料のみを使用するプラントベース商品をレギュラーメニューとした一風堂新宿ルミネエスト店をリニューアルオープンしたことに加え、入国規制の緩和に伴って、2022年4月より一風堂成田空港店の営業を再開しております。一方で、定期借家契約が満了した店舗、将来の収益性低下が見込まれる店舗、不採算の店舗等を19店舗閉店いたし

ました。モバイルオーダーやタブレットオーダーの導入等、DX施策の推進に取り組んでコストを削減、季節商品や地域限定商品の提供に注力し、売上を増加させました。さらに、2022年7月より原材料及びエネルギー価格の上昇への対応として、価格改定を実施し利益を確保いたしました。

海外においては、新型コロナウイルス感染症にかかる規制緩和後の客数の回復が国内に比べて非常に早かったと同時に、国内同様の施策を実施した効果に加え、原材料等のコスト上昇への対応としての価格改定を各国の情勢に合わせて実施、さらに当期初より続く為替の影響により、大幅な増収増益となりました。

商品販売につきましては、国内では、一風堂関連商品の、B2B営業の強化を実施したほか、新たな取り組みとして、Yo-Kai Express Inc. による米国発のラーメン自動調理機「Yo-Kai Express」事業の国内展開に参画しております。また海外では、食の多様性に対応した「プラントベース白丸・赤丸」乾麺タイプの輸出販売が好調に推移しております。

当連結会計年度末の店舗数はライセンス形態での展開を含め、当社グループ合計で273店舗（国内139店舗、海外134店舗、前期末比国内4店舗減、海外増減なし）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高は26,116百万円（前期比34.6%増）となりました。営業損益は、既存店の収益力強化、並びに新店が早期から利益貢献したことにより、2,281百万円の利益（前期比117.1%増）となりました。経常損益は2,321百万円の利益（前期比114.3%増）となり、親会社に帰属する当期純損益は1,628百万円の利益（前期比76.3%増）となりました。

事業セグメント別の業績の概要

<国内店舗運営事業>

国内店舗運営事業につきましては、「一風堂」ブランドにおいて14店舗、「因幡うどん」ブランドにおいて1店舗出店した一方で、「一風堂」ブランドにおいて10店舗、「RAMEN EXPRESS」ブランドにおいて4店舗、「名島亭」ブランドにおいて2店舗、「因幡うどん」ブランドにおいて3店舗閉店したことから、当連結会計年度末の店舗数は139店舗（前期末比4店舗減）となりました。また、「RAMEN EXPRESS」2店舗について「一風堂」への業態変更を行っております。

新型コロナウイルス感染症にかかる規制は2022年3月以降解除され、人流の回復や入国規制の緩和等によるインバウンドが回復傾向にあるもの

の、夜間並びに深夜時間帯の客足は十分に回復していないことから、売上は緩やかな回復に留まりました。このような状況のもと、新規に15店舗を出店した他、定借満了した店舗、将来の収益性低下が見込まれる店舗、不採算の店舗等の戦略的閉店を19店舗行いました。また、モバイルオーダー及び卓上タブレットオーダー、食券機の導入等による生産性の向上を引き続き図っております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は11,489百万円（前期比10.6%増）となりました。セグメント損益は、前期に実施した店舗運営・管理業務のシステム化やモバイルオーダー等のDX施策、不採算店舗の閉店等の各種コスト削減施策により623百万円の利益（前期比26.6%増）となりました。

<海外店舗運営事業>

海外店舗運営事業につきましては、シンガポールに2店舗、オーストラリアに3店舗、台湾に2店舗、タイに2店舗、インドネシアに2店舗、マレーシアに1店舗、中国に2店舗出店した一方で、アメリカで1店舗、台湾で1店舗、中国で10店舗、フィリピンで1店舗、ベトナムで1店舗閉店したことから、当連結会計年度末の店舗数は134店舗（前期末比増減なし）となりました。

当連結累計期間の当セグメントにおける対象期間（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の状況は、感染拡大による客数減少が、1月と2月にアメリカとオーストラリアで、4月と5月に台湾で発生したものの、その後は客数が急速に回復し、当セグメントの売上は好調に推移しました。しかしながら全世界的なインフレ傾向を受け、原材料価格の高騰や、賃金・物流費の上昇等、コスト面において様々な対応が求められました。このような状況のもと、当社は、提供商品の見直し、人財配置の見直し、DX施策の導入等で、各地域の店舗運営体制の抜本的な見直しを行いました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、11,753百万円（前期比72.9%増）となりました。セグメント損益は、コロナ禍からの急速な回復と上述の施策による売上の増加、各種コスト削減施策を実施したことにより、1,489百万円の利益（前期比143.8%増）となりました。

<商品販売事業>

商品販売事業につきましては、国内では、主力である一風堂関連商品の売上を強化すべく、一風堂チルド麺の導入や、新商品投入による商品ライ

ンナップの充実、自社ECサイトにおける販促施策・小売事業者への営業に注力し、さらには、ラーメン自動調理機「Yo-kai Express」への商品の供給および開発を行っております。海外では「プラントベース白丸・赤丸」乾麺タイプの拡販に努めた結果、プラントベース商品の関心の高まりから、輸出販売が好調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、2,872百万円（前期比29.7%増）、セグメント損益は402百万円の利益（前期比49.5%増）となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第35期 (2020年3月期)	第36期 (2021年3月期)	第37期 (2022年3月期)	第38期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高	29,106	16,539	19,398	26,116
経常利益又は経常損失 (△)	623	△1,010	1,083	2,321
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△214	△2,392	923	1,628
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△9円03銭	△100円08銭	34円91銭	57円05銭
総 資 産	15,393	15,673	15,271	17,477
純 資 産	3,813	1,312	3,800	7,640

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第35期 (2020年3月期)	第36期 (2021年3月期)	第37期 (2022年3月期)	第38期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高	2,078	1,373	1,583	2,312
経 常 利 益	382	225	423	908
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	337	△2,415	382	1,940
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	14円22銭	△101円03銭	14円47銭	67円98銭
総 資 産	8,988	9,205	10,080	12,754
純 資 産	3,726	1,339	3,238	7,125

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは創業の精神である、「食を通して新しい価値を創造し「笑顔」と「ありがとう」とともに世界中に伝えていく。変わらないために変わり続ける。」をグローバルに実現することを目指すとともに、より高いレベルでの顧客満足の実現と更なる企業価値の向上に尽力し、顧客及び株主等のステークホルダーの利益 大化の実現に努めてまいります。

世界経済におきましては、新型コロナウイルスの感染者数は減少し、従来の経済活動に戻りつつあるものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に起因する原材料及びエネルギー価格の上昇や、世界的なインフレ率の上昇、為替相場の急激な変動、労働人口の減少等による人件費の上昇、金融政策に端を発した金融機関の破綻等、様々な不安定要素が混在している状況が継続しており、注視が必要な状況が継続しております。

飲食業界におきましては、新型コロナウイルスの感染者数減少に伴い、人流の回復や入国規制緩和に伴うインバウンドの回復等、明るい兆しがある一方で、ロシア・ウクライナ情勢等の地政学リスクや為替相場等の影響を受け、原材料やエネルギーの価格の高止まりが懸念されます。

このような環境のもと、以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

① 国内事業基盤の強化

既存店の収益性向上が重要であるとの認識のもと、従来の人口密集地や集客力の高い商業施設に加え、都心部近郊の中商圏やロードサイドへの出店を積極的に行うとともに、将来の収益性の低下が見込まれる店舗や、不採算店舗の戦略的閉店も進め、より高い収益体質へと改善していきます。さらに、プラントベースラーメンを常時提供する一風堂新宿ルミネエスト店などの新コンセプト店舗の開発に取り組みます。

商品においては、主力商品であるラーメンの継続的な改善を行うとともに、定期的に新商品を発売し顧客の来店促進につなげてまいります。また、植物由来のプラントベースラーメンの販売や、食の多様化、原材料調達リスクの分散、持続可能な社会の実現のための商品開発を継続的に行ってまいります。

併せて人財不足や人件費の高騰を見据えて店舗レイアウト及び厨房オペレーションの自動化と効率化を図り、飲食事業として総合的な次世代の食の在り方を追求してまいります。

② 海外事業の拡大

海外では、経済の成長が続き、中間所得者層の増加に伴う消費意欲の向上により、飲食市場は拡大を続けております。その中でも日本食店舗においては、新型コロナ感染拡大に伴い出店が停滞していたものの、日本食への「健康」「おいしさ」「文化」等の観点から関心は高く、今後も市場が拡大していくものと見込んでおります。

その中で当社は、直営エリアにおいては、フラッグシップ店の出店やセントラルキッチン等の導入コストがかかる初期フェーズを経て、店舗拡大フェーズへと移行しております。新型コロナウイルス感染拡大により停滞していた新規出店を再開することに加え、今まで培ってきたそれぞれの市場に合わせた商品開発や店舗開発、世界規模においてのブランド力の更なる向上に努め、事業拡大を加速させていきます。

また、ライセンス事業においては、主にアジアの現地のパートナーの資本力、マーケティング力、ネットワーク力を活用し、引き続き事業拡大を目指していきます。

③ 商品販売事業の拡大

販売先としましては、規模が見込める国内の主要スーパー並びに、百貨店・空港等のお土産需要が見込まれる商圈、自社サイトを通じてEC市場での規模拡大を目指します。

海外においても一風堂関連商品に対して関心が高い水準にあることから、随時海外各市場においても同商品の導入を進めてまいります。

また、Yo-Kai Express Inc.による米国発のラーメン自動調理機「Yo-Kai Express」事業への商品の供給ならびに開発を開始しております。引き続き、「Yo-Kai Express」事業の世界展開に貢献してまいります。

④ 人財の採用と教育

当社グループの競争力の源である店舗運営力の向上のためには、人財の育成こそが他社との差別化にもつながると考えており、国内外問わず、人財採用の強化及び従業員満足度の向上を継続して行ってまいります。

日本のみならず、各先進国においても人口の高齢化や少子化の傾向は見受けられ、人財の確保において業界を問わず競争は激化しております。当社グループは、給与のベースアップ等により総報酬額の引き上げを行うとともに、働き方の多様性を確保するために、地域限定社員や契約社員の採用を推進しております。また、充実した研修制度により、継続的な雇用を

実現するとともに、高いサービスレベルの維持と向上を図っております。さらには、グローバル人財を育成し、研鑽を積んだスタッフを海外に派遣することで、日本の接客レベルを全世界で実現してまいります。当社グループとしては、このような人財育成の取り組みを顧客満足度 大化のための重要課題としてとらえ、全事業においてクオリティの高い商品及び接客を提供できるよう、継続的に従業員の教育を行ってまいります。

また、労働環境の改善の観点から、ITシステムの入替えによる店舗業務の自動化及び有給休暇取得の施策を進めております。AIやロボティクス技術導入による労働環境の改善も併せて検討しており、当社グループの人財がより働きやすい、将来に希望を持てる労働環境の構築とグローバルな人財の獲得に向けて投資を行ってまいります。

⑤ 衛生面の強化

近年、食の安心や安全に対する社会的なニーズは高まっております。日本における2021年6月のHACCP完全制度化等、原材料や提供商品のみならず、製造工程や物流の過程においても食の安全性に対する取り組みは必須となっております。当社グループでは、専門対策部署を設置し、工場から物流、店舗での保管や提供方法等、顧客へ商品が最終的に提供されるまでの全ての工程において最新の法令を遵守し、顧客に安全な食をお届けすべく、衛生管理マニュアルに基づき衛生管理・品質管理に努めております。

⑥ 食習慣の多様化

リモートワーク等の働き方の変容や、食品技術の向上に伴い、消費者の食習慣に変化の兆しが見られます。テイクアウトやデリバリーに加え、中食や冷凍食品の需要が非常に高まっており、この傾向は当分継続されると見込まれます。同時に、環境負荷の低減や持続可能な社会の実現を目指す世界的な取り組みは、食の市場に新たな需要を生み出しており、食に関する価値観の多様化や技術革新は今後一層加速していくと見込まれます。

当社グループにおいては、国内、海外ともにテイクアウトやデリバリーを継続するとともに、海外においてはクラウドキッチンの拡大をしております。また、既に展開している中食やEC事業の強化に加え、ラーメン自動調理機「Yo-Kai Express」事業への商品の供給ならびに開発を行うことで、顧客の来店以外での収益強化に努めます。

さらには、新しい食の提案として植物由来のプラントベースラーメンを

国内及び海外で販売するなど、今後も多様化するニーズに応えるべく、ご来店いただいたお客様に向けてより一層満足いただけるよう、商品の開発および、改善をまいります。

(4) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、当社、当社の子会社13社より構成されており、「国内店舗運営事業」、「海外店舗運営事業」及び「商品販売事業」を主な事業としております。

各事業区分における主要な業務の内容は、次のとおりであります。

事業	主要な業務の内容
国内店舗運営事業	「一風堂」ブランドを中核に、「名島亭」、「因幡うどん」といった複数ブランドの直営店舗の運営事業を行っております。創業時より37年間継続してきた伝統的な「一風堂」に加え、商業施設内のフードコートを中心に展開する「RAMEN EXPRESS」等、ブランドの更なる進化と価値向上に努めております。
海外店舗運営事業	「IPPUDO」ブランドを中核とした直営店舗の運営、並びに現地運営パートナー企業へのライセンス供与事業を行っております。事業展開エリアは、直営は、北米（アメリカ）、欧州（イギリス、フランス）、オーストラリア、シンガポール、台湾、インドネシアに展開し、また、ライセンス（フランチャイズモデル）は、中国・香港、マレーシア、タイ、フィリピン、ミャンマー、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランド）に展開しております。直営・ライセンス合わせて世界14カ国・地域（日本を除く）に拡大し、今後も世界各国への事業展開を積極的に進めてまいります。
商品販売事業	業務用を中心とした「信州蕎麦」「うどん」「つゆ」等の製造及び販売、「一風堂」の味をご家庭でもお楽しみ頂くことをコンセプトに開発しております「おうちでIPPUDOシリーズ」の展開並びに、自社サイト「麺ズマーケット」におけるEC事業を行っており、国内外において一般消費者から飲食企業に至るまで幅広い客層に対して商品を提供しております。

(5) 主要な営業所及び工場又は店舗（2023年3月31日現在）

セグメント	社名	事業所及び工場	店舗数
全社（共通）	株式会社力の源ホールディングス	本社（福岡県） 東京支社（東京都）	-
国内店舗運営事業	株式会社力の源カンパニー	本社（福岡県） 東京支社（東京都） 横浜泉工場（神奈川県） 福岡工場（福岡県）	138店舗
	株式会社渡辺製麺	札幌工場（北海道）	1店舗
海外店舗運営事業	CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.	本社（シンガポール）	134店舗
商品販売事業	株式会社渡辺製麺	本社（長野県） 茅野工場（長野県） 札幌工場（北海道）	-

(6) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
498 (1,520) 名	7名減 (193名増)

- (注) 1. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数であり、年間平均人数（1日8時間換算）を外書きしております。
2. 臨時雇用者数が当期大幅に増加しておりますが、これは新型コロナウイルスの影響による営業時間短縮等の規制緩和及び新規出店等が主な要因であります。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
26 (2) 名	7名減 (1名減)	38.84歳	5.23年

- (注) 1. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数であり、年間平均人数（1日8時間換算）を外書きしております。
2. 従業員数が当期大幅に減少しておりますが、これは採用・教育及び販促等の一部機能を子会社へ移管したこと等が主な要因であります。

(7) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高 (百 万 円)
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	2,214
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,411
株 式 会 社 り そ な 銀 行	764
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	250
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	161

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 82,400,000株
- ② 発行済株式の総数 30,075,400株
- ③ 株主数 15,800名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
E&RS' FORCE CREATION PTE.LTD.	7,050	23.44
河原成美	5,410	17.98
株式会社麻生	2,950	9.80
株式会社CFT Japan Holdings	1,100	3.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,014	3.37
立花証券株式会社	815	2.70
河原恵美	640	2.12
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	520	1.73
株式会社西日本シティ銀行	500	1.66
MSCO CUSTOMER SECURITIES	485	1.61

- (注) 1. 当社は、自己株式を141株保有しており、持株比率はかかる自己株式（141株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は、株式給付型ESOP信託にかかる信託口が所有する86,900株を含めて計算しております。
3. 上記河原成美氏の所有株式数には、力の源ホールディングス役員持株会における同氏の持分である61,934株を含めておりません。
4. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は3,033,000株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社の監査等委員である社外取締役辻哲哉及び田鍋晋二の各氏は、会社法第423条第1号に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

② 社外役員に関する事項

(a) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	当該他の法人等との関係
取 締 役 (監査等委員)	辻 哲 哉	Field-R法律事務所弁護士 株式会社出前館 社外監査役	重要な取引その他関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	田 鍋 晋 二	株式会社田鍋会計事務所 代表取締役 株式会社ユーラシア旅行社 社外監査役	重要な取引その他関係はありません。

(b) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	社外取締役に期待される役割 に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	辻 哲 哉	当事業年度に開催した取締役会18回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席しております。弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために、取締役会が適切な意思決定を行うための客観的な助言や支援を期待していたところ、取締役会及び監査等委員会において適宜質問を行い、当社の経営に対する適切な助言や支援等を実施しております。
取 締 役 (監査等委員)	田 鍋 晋 二	当事業年度に開催した取締役会18回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席しております。公認会計士としての専門的見地から、税務・会計に関する事項を中心に、取締役会が適切な意思決定を行うための客観的な助言や支援を期待していたところ、取締役会及び監査等委員会において適宜質問を行い、当社の経営に対する適切な助言や支援等を実施しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3. 当社の子会社であるCHIKARANOMOTO GLOBALHOLDINGS PTE. LTD. 及びIPPUDO SINGAPORE PTE. LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保する体制

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、「変わらないために、変わり続ける」という企業理念のもと、取締役はこれに従って職務の執行にあたる。
- (b) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (c) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び「取締役会規程」に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (d) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互牽制が機能する体制を構築し、適正かつ効率的な業務運営を実現する。
- (e) 監査等委員会を設置し、取締役の職務執行について、法令及び監査等委員会規程に基づき監査を実施する。監査等委員会は、当社の内部統制システムを活用し、内部監査部門と連携して監査に当たる。
- (f) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスにかかる各種規程の整備、役職員への啓蒙及びコンプライアンスの状況等の確認を実施する。
- (g) 管理部門は、企業活動に関連する法規及び定款の周知、並びに会社規程等の継続的整備及び周知を図る。
- (h) 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を代表取締役社長直轄で設置し、代表取締役社長の指示に基づき、定期的に各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適合性、効率性の検証を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「情報管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は必要に応じて適時見直し等の改善をする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 取締役及び使用人は、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に定められた職務と権限に基づき業務を遂行し、自己の職務と権限を超える事項は、「稟議規程」により上位者の決裁を仰ぐことにより、不測の事態（損失）を防止する。
- (b) 管理部門は、各部門におけるリスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し、適切に管理する。
- (c) 内部監査部門は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、重要な事項については取締役会及び監査等委員会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営方法を「取締役会規程」に定めて円滑な意思決定を図るとともに、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (b) 定款において取締役会での決議の省略を定めており、緊急かつ簡易な案件に関する承認手続きの効率化を図る。
- (c) 取締役会において、中期経営計画を策定し、経営目標を明確化する。
- (d) 月1回開催される定時取締役会において、業績進捗に関して定期的なレビューを行い、取締役会で定めた中期経営計画及び年度予算に照らして、分析・評価を行い、必要に応じて、改善策を検討する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社の管理は、可能な限り自主性を尊重しつつ、企業理念、行動規範などをグループ各社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保するため、指導・育成を行うものとし、「関係会社管理規程」を制定し、子会社に対し適切な管理を行う。
- (b) 子会社の管理を管轄する部門は、子会社において開催する取締役会その他の会議への出席等を通じて情報の共有と連携を図る。

- (c) 子会社には原則として取締役を派遣し、当社の意思を経営に反映するとともに、損失の危険が生じた場合は直ちに当該業務を管轄する業務執行の責任者へ報告を行う。
- (d) 子会社には原則として監査役を派遣し、監査結果に基づいて当該業務を管轄する取締役及び業務執行の責任者へ報告を行う。
- (e) 当社のコンプライアンス委員会は、当社の監査等委員及び内部監査部門と連携の上、子会社の業務が適正に行われているかのモニタリングを行う。
- (f) 当社の内部監査部門は、グループ各社の内部統制の有効性を監査し、結果を代表取締役社長及び各業務執行の責任者に報告し、重要な事項については取締役会、監査等委員会及びコンプライアンス委員会に報告する。
- (g) 取締役が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、「変わらないために、変わり続ける」という当社グループ共通の企業理念のもと、取締役はこれに従って職務の執行にあたる。
- (h) 子会社の定時取締役会において、子会社の業績進捗に関して定期的なレビューを行い、取締役会で定めた中期経営計画及び年度予算に照らして、分析・評価を行い、必要に応じて、改善策を検討する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (a) 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査等委員会と協議を行い、監査等委員会の意向を尊重しつつ、当該使用人を任命及び配置することができる。
- (b) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の業務全体を補助するものとし、これに必要な知識・能力を有する者を選任する。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (a) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、全ての会議または委員会等に出席し、報告を受けることができる。
- (b) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、

内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。

- (c) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査等委員会に報告する。
- (d) 取締役及び使用人は、当社または子会社の業務執行に関し、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
- (e) 監査等委員会に報告・相談を行った取締役及び使用人もしくは子会社の役職員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対し周知徹底をする。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、各監査等委員の職務の執行に協力し、監査の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、各監査等委員の職務の執行に係る経費等の支払を行う。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役、業務執行の責任者、使用人も含め執行部側との連絡会を開催し報告を受けることができる。
- (b) 監査等委員会は、経理部門、法務部門その他各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
- (c) 監査等委員会は、内部監査室に監査の協力を求めることができるものとし、内部監査室は、監査等委員による効率的な監査に協力する。
- (d) 監査等委員会は、会計監査人とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡をとり、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2017年6月26日付けで監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能の強化・社外取締役の活用による経営の透明性の確保及び効率化を進めております。また当社は、取締役会において経営上のリスクの検討を行い、必要に応じて社内組織、業務及び諸規程等を見直し、その実効性を向上させております。

なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は、取締役（監査等委員を除く）3名と監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、各議案について毎回活発な意見交換及び議論が行われております。なお、より多くの時間を戦略的な議論にあてられるよう、議案の絞り込みをするなど、取締役会の運営の方法の見直しを適宜行っております。また、取締役会の実効性を高め、社外取締役がその監督機能を十分に果たすことができるよう、毎月、取締役会開催数日前に社外取締役を対象とした上程議案に関する事前説明会を実施しております。
- ② 監査等委員である取締役は、取締役会において議案の審議、決議に参加し、また業務執行状況の報告を受けるほか、常勤監査等委員につきましては、子会社の取締役会等に出席し、監査の実効性の向上を図っております。また、常勤監査等委員と子会社監査役の間で、定期的な情報交換の場を設け、情報共有を行っており、当社が子会社の監査を行う際の協力体制を構築しております。
- ③ 当社及びグループ各社の役職員に対し、その職務や地位に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修及びeラーニングでの教育を実施し、法令、定款及び社内規程を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- ④ リスク管理及びコンプライアンス体制を強化するための取組みとして、事故や災害が発生した折には、当社グループの危機発生時の緊急連絡網を通じて、取締役、監査等委員及び各部門の責任者に速やかに情報共有されるシステムを運用しており、発生したリスクに対して迅速かつ組織的な対応を行う体制を構築しております。

- ⑤ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施しております。また、代表取締役社長に定期的な報告を行っており、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査の実効性の向上を図っております。
- ⑥ 既存取引先及び新規取引先について、外部調査会社等を活用して反社会的勢力のチェックを実施しております。また、取引先との契約時における反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としております。
- ⑦ 倫理・コンプライアンスに係る体制の一環として、内部通報制度を設け運用し、倫理・コンプライアンスに反する行為の早期発見及び是正を図っております。また、本制度を通じ、報告・相談を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対し周知徹底しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を総合的に勘案し、株主の皆様に対し安定的かつ継続的な利益還元を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、期末配当及び中間配当の年2回を基本方針としております。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨、当社定款に定めております。当期末の配当につきましては、期末配当金10円00銭、特別配当として5円00銭を配当とさせていただく旨、2023年5月19日の取締役会で決議いたしました。なお、中間配当につきましては無配としておりましたので、当連結会計年度に係る剰余金の配当は15円00銭でございます。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,891,293	流動負債	6,720,867
現金及び預金	6,744,454	支払手形及び買掛金	765,420
売掛金	687,797	短期借入金	2,500,000
棚卸資産	420,203	1年内償還予定の社債	9,000
その他	1,039,804	1年内返済予定の長期借入金	1,181,342
貸倒引当金	△966	リース債務	6,941
固定資産	8,586,368	未払金	792,314
有形固定資産	5,488,696	未払法人税等	231,569
建物及び構築物	4,380,822	株式給付引当金	5,117
機械装置及び運搬具	217,926	株式連動型金銭給付引当金	582
土地	525,025	賞与引当金	101,361
リース資産	11,505	資産除去債務	50,917
建設仮勘定	52,994	その他	1,076,299
その他	300,422	固定負債	3,116,691
無形固定資産	157,199	長期借入金	1,736,667
のれん	107,608	リース債務	5,395
その他	49,590	株式給付引当金	18,125
投資その他の資産	2,940,472	株式連動型金銭給付引当金	5,798
投資有価証券	46,340	退職給付に係る負債	173,387
長期貸付金	11,438	資産除去債務	962,346
繰延税金資産	925,471	その他	214,970
敷金及び保証金	1,720,897	負債合計	9,837,559
その他	257,685	(純資産の部)	
貸倒引当金	△21,361	株主資本	7,231,279
資産合計	17,477,661	資本金	3,117,571
		資本剰余金	2,948,599
		利益剰余金	1,261,541
		自己株式	△96,432
		その他の包括利益累計額	408,822
		その他有価証券評価差額金	3,798
		為替換算調整勘定	405,023
		純資産合計	7,640,101
		負債・純資産合計	17,477,661

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		26,116,157
売上原価		7,748,398
売上総利益		18,367,759
販売費及び一般管理費		16,086,510
営業利益		2,281,248
営業外収益		
受取利息	3,438	
受取配当金	991	
持分法による投資利益	6,813	
賃貸収入	129,416	
その他の	111,258	251,917
営業外費用		
支払利息	62,014	
為替差損	6,576	
貸収入原価	115,221	
財務支払手数料	8,789	
その他の	18,861	211,462
経常利益		2,321,703
特別利益		
固定資産売却益	52,361	
補助金収入	76,435	
資産除去債務戻入益	42,468	
その他の	3,975	175,241
特別損失		
固定資産売却損	47	
固定資産除却損	1,271	
減損	482,389	
投資有価証券評価損	137,420	
その他の	11,921	633,049
税金等調整前当期純利益		1,863,895
法人税、住民税及び事業税	338,218	
法人税等調整額	△102,765	235,452
当期純利益		1,628,442
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,628,442

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年 4月 1日から)
(2023年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,139,833	1,974,063	△366,900	△99,279	3,647,716
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	977,737	974,536	-	-	1,952,274
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	1,628,442	-	1,628,442
自己株式の取得	-	-	-	△149	△149
自己株式の処分	-	-	-	2,997	2,997
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	977,737	974,536	1,628,442	2,847	3,583,563
当 期 末 残 高	3,117,571	2,948,599	1,261,541	△96,432	7,231,279

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	7,859	136,315	144,175	8,749	3,800,640
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	-	-	-	-	1,952,274
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	-	1,628,442
自己株式の取得	-	-	-	-	△149
自己株式の処分	-	-	-	-	2,997
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）	△4,061	268,708	264,646	△8,749	255,897
当 期 変 動 額 合 計	△4,061	268,708	264,646	△8,749	3,839,461
当 期 末 残 高	3,798	405,023	408,822	-	7,640,101

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

(2) 連結子会社の名称

（株）力の源カンパニー

（株）渡辺製麺

（株）くしふるの大地

CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.

IPPUDO USA HOLDINGS, INC.

IPPUDO NY, LLC

IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.

IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD

IPPUDO LONDON CO. LIMITED

IPPUDO PARIS

IPPUDO CA, LLC

PT. IPPUDO CATERING INDONESIA

台湾一風堂股份有限公司

（株）因幡うどんは、（株）力の源カンパニーへの吸収合併に伴い、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度末において持分法適用会社であった（株）STAY DREAM及び（株）大河は全株式を譲渡したことにより持分法適用会社から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である、CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.、IPPUDO USA HOLDINGS, INC.、IPPUDO NY, LLC、IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.、IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD、IPPUDO LONDON CO.LIMITED、IPPUDO PARIS、PT. IPPUDO CATERING INDONESIA、台湾一風堂股份有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、IPPUDO CA, LLCは決算日が12月31日ではありますが、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②棚卸資産

a 商品、製品、原材料

国内連結子会社の一部及び在外連結子会社は、主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

また、国内連結子会社の一部は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

また、在外連結子会社については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④株式連動型金銭給付引当金

株式連動型金銭給付規程に基づく金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式連動型金銭給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業

a 店舗運営売上

国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業においては、主に店舗において飲食サービスの提供を行っております。当社グループのサービスの提供は、顧客からの注文に基づき料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

b ライセンスの供与

国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業においては、当社の知的財産に関するライセンスについて、海外でのライセンス契約及び国内での法人暖簾分け契約に基づき、ライセンス契約先パートナー企業が各国エリアで一風堂（IPPUDO）店舗を運営することによりロイヤリティ収入を受領しております。ロイヤリティ収入は、当該企業の店舗売上に基づいて生じるものであり、当該企業において当該店舗で顧客への飲食サービスを提供し、対価を受領した時点で収益を認識しております。

ライセンス契約締結時や新規出店時にライセンス契約先パートナー企業から受領するイニシャルロイヤリティ又は加盟金、及びストアフィーについては、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利であると考えられるため、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

②商品販売事業

商品販売事業においては、国内外において当社グループが製造又は企画した麺、スープ及び関連商品の販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、当該製品及び商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、各国の国内販売については、出荷時から製品及び商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

すべての金利スワップについて、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）

金利スワップ

（ヘッジ対象）

借入金

③ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップを利用しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップのみであり、有効性の評価を省略しております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で規則的に償却しております。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. 国内店舗運営事業に係る固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	3,739,709千円
無形固定資産	16,256千円
投資その他の資産（長期前払費用）	45,724千円
合計	3,801,691千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社グループは、国内店舗運営事業に係る固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、各店舗及び各事業を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは退店の意思決定をした場合、著しい経営環境の悪化を認識した場合等に減損の兆候があるものとしております。当社グループの固定資産の減損損失の測定にあたっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいておりますが、これらは今後の市場の動向と会社の事業計画等により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものであります。ここで、固定資産の減損損失の認識に用いられた重要な仮定には以下が含まれております。

- ①各資産グループの営業継続及び退店予測
- ②各資産グループの将来収益予測
- ③各資産グループの営業利益予測

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないものの、当社グループにおいては、2023年4月以降も緩やかに需要は回復していくものと仮定しており、事業計画に当該影響を織り込み、各資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	925,471千円
--------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社グループは、事業計画を基礎に見積もった将来の課税所得に基づき、回収可能額について繰延税金資産を計上しております。

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を認識しております。特に、当社グループは、当期及び過年度に生じた税務上の繰越欠損金を有しており、予測される将来の課税所得の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異等に対する繰延税金資産を計上しており、その大半を占める連結子会社である株式会社力の源カンパニーにおける計上額が特に重要であります。

将来の課税所得の見積りは、主に株式会社力の源カンパニーの事業計画を基礎としており、そこでの重要な仮定は、主に各店舗の将来収益及び営業利益見込み、並びに新規出店見込みであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないものの、当社グループにおいては、2023年4月以降も緩やかに需要は回復していくものと仮定しており、事業計画に当該影響を織り込み、将来の課税所得の見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

(財務制限条項)

当社の長期借入金（1年内返済予定額を含む）のうち、シンジケートローン（コミットメント期間付タームローン）契約（期末残高1,896,790千円）には財務制限条項が付されております。その内容は次のとおりであります。

コミットメント期間付タームローン契約（2017年9月15日契約、期末残高864,492千円）

イ. 連結貸借対照表に係る純資産の部（為替換算調整勘定及び非支配株主持分を除く）の金額を、直前期末時点又は2017年3月末時点のいずれか大きい方と比較して75%以上に維持すること。

ロ. 連結損益計算書の経常損益を2期連続赤字としないこと。

なお、当連結会計年度において、いずれの項目についても抵触しておりません。

コミットメント期間付タームローン契約（2019年3月14日契約、期末残高1,032,298千円）

イ. 連結貸借対照表に係る純資産の部（為替換算調整勘定及び非支配株主持分を除く）の金額を、直前期末時点又は2018年3月末時点のいずれか大きい方と比較して75%以上に維持すること。

ロ. 連結損益計算書の経常損益を2期連続赤字としないこと。

なお、当連結会計年度において、いずれの項目についても抵触しておりません。

(株式給付型ESOP)

当社は、2018年7月13日開催の取締役会において、当社及び当社グループ会社の従業員（以下、当社グループ従業員といたします。）を対象とした、インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」（以下、「本制度」といたします。）の導入を決議し、2018年8月13日より導入しております。

当社は、当社グループ従業員の新しい福利厚生制度として当社の株式を給付し、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、株式給付型ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「ESOP信託」といたします。）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社グループ従業員に対し給付する仕組みです。

当社は当社グループ従業員に対し、貢献度に応じたポイントを付与し、株式給付規程に定める一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、96,281千円、86,900株であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

商品及び製品	129,804千円
原材料及び貯蔵品	290,398千円

2. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	70,841千円
土地	47,421千円
計	118,262千円

当該担保資産は、金融機関借入に対する担保提供であります。当連結会計年度末現在、対応債務はありません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 8,232,237千円

4. 保証債務

下記の暖簾分け法人の金融機関等からの債務に対し、保証を行っております。

暖簾分け法人8社	200,365千円
----------	-----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	27,042,400株	3,033,000株	—	30,075,400株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加は、新株予約権の行使による増加3,033,000株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年5月19日 取締役会	普通株式	利益剰余金	451,128千円	15円	2023年3月31日	2023年6月8日

(注1) 2023年5月19日取締役会決議による配当金の1株当たり配当額の内訳：

普通配当10.00円 特別配当5.00円

(注2) 2023年5月19日取締役会決議による配当金の総額には、信託口が保有する当社株式に対する配当金(1,303千円)が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式

260,600株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に新規出店等の設備投資に必要な資金を設備投資計画に照らし、銀行借入及び増資等の方法により調達しております。

運転資金については必要に応じて銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。なお、ほとんどの債権は1ヶ月以内の入金期日であります。

投資有価証券は、営業上あるいは業務上の関係を有する取引先の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借に係るもので、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金はほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、借入金及び社債の期間は原則として10年以内であります。

変動金利による借入は、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては財務グループが支払金利の変動をモニタリングし、必要に応じて金利スワップ取引等を利用し、金利変動リスクを回避することとしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払実行できなくなるリスク）について、当社は各部署からの報告に基づき財務グループが適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	46,340	46,340	-
(2) 敷金及び保証金	1,720,897	1,511,172	△209,725
資産計	1,767,238	1,557,513	△209,725
(3) 社債（※2）	9,000	8,884	△115
(4) 長期借入金（※2）	2,918,010	2,887,165	△30,844
負債計	2,927,010	2,896,049	△30,960

（※1）「現金及び預金」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）社債及び長期借入金は、1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	46,340	-	-	46,340

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	1,511,172	-	1,511,172
社債	-	8,884	-	8,884
長期借入金	-	2,887,165	-	2,887,165

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載していません。(下記「社債及び長期借入金」参照。)

敷金及び保証金

これらの時価は、償還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値等により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

(単位：千円)

	国内店舗 運営事業	海外店舗 運営事業	商品販売事業	合計
顧客との契約から生じる収益	11,489,850	11,753,841	2,872,465	26,116,157
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	11,489,850	11,753,841	2,872,465	26,116,157

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「4. 会計方針に関する事項」の「(7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じる債権（期首残高）	527,960
顧客との契約から生じる債権（期末残高）	687,797
契約負債（期首残高）	221,818
契約負債（期末残高）	163,083

契約負債は、ライセンス契約締結時や新規出店時にライセンス契約先パートナー企業から受領するイニシャルロイヤリティ又は加盟金、及びストアフィーであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債残高に含まれていた額は、79,485千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が58,734千円減少した主な理由は、収益の認識に伴う取り崩しによる減少81,950千円、新規出店に伴う加盟金及びストアフィーの受領による増加22,000千円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び知的財産のライセンス契約のうち売上高に基づくロイヤリティについては、注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の主な事業ごとの総額

は、以下のとおりであります。これらのうち、約10%が1年以内に、残り約90%がその後20年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
国内店舗運営事業	58,954
海外店舗運営事業	102,029
合計	160,983

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 254円77銭

1株当たり当期純利益 57円05銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、「株式給付型ESOP」制度において信託口が保有する当社株式（当連結会計年度末86,900株、期中平均株式数88,390株）を控除して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,773,444	流動負債	4,036,284
現金及び預金	3,316,398	短期借入金	2,500,000
売掛金	284,981	1年内返済予定の長期借入金	1,007,835
前払費用	25,915	未払金	298,574
その他	146,149	未払費用	4,505
固定資産	8,980,712	預り金	10,879
有形固定資産	270,253	未払法人税等	35,712
建物	44,741	株式給付引当金	5,117
構築物	0	株式連動型金銭給付引当金	582
機械及び装置	383	賞与引当金	4,610
工具、器具及び備品	20,556	その他	168,467
土地	204,573	固定負債	1,592,206
無形固定資産	14,556	長期借入金	1,562,341
商標権	28	株式給付引当金	18,125
ソフトウェア	14,263	株式連動型金銭給付引当金	5,798
その他	264	資産除去債務	3,841
投資その他の資産	8,695,902	その他	2,100
関係会社株式	2,873,965	負債合計	5,628,491
長期貸付金	11,300	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	5,617,646	株主資本	7,125,665
長期前払費用	16,197	資本金	3,117,571
繰延税金資産	174,536	資本剰余金	3,033,650
その他	20,871	資本準備金	3,018,370
貸倒引当金	△18,616	その他資本剰余金	15,280
資産合計	12,754,157	利益剰余金	1,070,876
		利益準備金	40,000
		その他利益剰余金	1,030,876
		別途積立金	145,982
		繰越利益剰余金	884,894
		自己株式	△96,432
		純資産合計	7,125,665
		負債・純資産合計	12,754,157

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年 4月 1日から)
(2023年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		2,312,669
営 業 費 用		1,486,767
営 業 利 益		825,902
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	114,547	
為 替 差 益	15,769	
貸 貸 収 入	18,208	
受 取 手 数 料	18,416	
そ の 他	2,894	169,836
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	55,292	
貸 貸 収 入 原 価	16,132	
財 務 支 払 手 数 料	8,250	
株 式 交 付 費	7,276	
そ の 他	742	87,694
経 常 利 益		908,044
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,439,907	1,439,907
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	798	
減 損 損 失	205,968	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	137,420	344,187
税 引 前 当 期 純 利 益		2,003,764
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	83,406	
法 人 税 等 調 整 額	△20,037	63,369
当 期 純 利 益		1,940,395

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,139,833	2,043,833	15,280	2,059,113
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	977,737	974,536	-	974,536
当 期 純 利 益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	977,737	974,536	-	974,536
当 期 末 残 高	3,117,571	3,018,370	15,280	3,033,650

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計	
	利 益 剰 余 金				自己株式			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
		別途積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	40,000	145,982	△1,055,500	△869,518	△99,279	3,230,148	8,749	3,238,897
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	-	-	-	-	-	1,952,274	-	1,952,274
当 期 純 利 益	-	-	1,940,395	1,940,395	-	1,940,395	-	1,940,395
自己株式の取得	-	-	-	-	△149	△149	-	△149
自己株式の処分	-	-	-	-	2,997	2,997	-	2,997
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	△8,749	△8,749
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,940,395	1,940,395	2,847	3,895,516	△8,749	3,886,767
当 期 末 残 高	40,000	145,982	884,894	1,070,876	△96,432	7,125,665	-	7,125,665

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
主として建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）によっております。

3. 繰延資産の処理方法

- 株式交付費
支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 株式給付引当金
株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 株式連動型金銭給付引当金
株式連動型金銭給付規程に基づく金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式連動型金銭給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①経営指導料収入

子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

②ライセンスの供与

当社の知的財産に関するライセンスについて、海外でのライセンス契約に基づき、ライセンス契約先パートナー企業が各国エリアで一風堂（IPPUDO）店舗を運営することによりロイヤリティ収入を収受しております。ロイヤリティ収入は、当該企業の店舗売上に基づいて生じるものであり、当該企業において当該店舗で顧客への飲食サービスを提供し、対価を受領した時点で収益を認識しております。

ライセンス契約締結時や新規出店時にライセンス契約先パートナー企業から受領するイニシャルロイヤリティ及びストアフィーについて、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利であると考えられるため、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

③受取配当金

子会社からの受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

すべての金利スワップについて、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）

金利スワップ

（ヘッジ対象）

借入金

(3) ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップを利用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップのみであり、有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

連結子会社株式会社力の源カンパニーへの投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,500,000千円
関係会社長期貸付金	4,099,000千円
合計	5,599,000千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社は前事業年度末において、連結子会社株式会社力の源カンパニーと株式会社因幡うどんの債務超過相当額について、関係会社長期貸付金に係る貸倒引当金を計上しておりましたが、コロナ禍で悪化した財政状態を改善するために、当事業年度において、株式会社力の源カンパニーの増資引受けを1,500,000千円実施し、株式会社因幡うどんは、株式会社力の源カンパニーを存続会社とする吸収合併により消滅しております。当該増資引受けと当期における業績改善により、存続会社である株式会社力の源カンパニーの財政状態は改善し、当事業年度末においては債務超過の状況を解消したことから、関係会社長期貸付金について計上していた貸倒引当金については、全額戻入を行い、貸倒引当金戻入額1,439,907千円を計上しております。なお、当社は、過年度において、事業計画に基づき実質価額の回復可能性を検討した結果、実質価額の回復可能性が認められなかった債務超過の関係会社については、関係会社株式について全額の減損を行い、さらに関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金として債務超過相当額を計上しておりました。

当社は有価証券の減損に関する会計方針を定めており、市場価格のない株式について、純資産持分額を実質価額とし、実質価額が取得原価に比して50%程度以上下回るものの、関係会社等にあつて実行可能で合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠をもって裏付けられる場合には減損処理を行わない方針としております。この方針のもと、各社の事業年度末における実質価額を確認するとともに、実質価額の回復可能性の検討を行っております。実質価額の回復可能性の検討に際しては、事業計画の実行可能性と合理性を、直近の事業計画の達成状況も考慮して検討することにより減損処理の要否を検討しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないものの、当社においては、2023年4月以降緩やかに需要は回復していくものと仮定しており、各社の事業計画に当該影響を織り込んだうえで、当事業年度末における関係会社への投資に係る実質価額の回復可能性の見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式及び関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

(財務制限条項)

当社の長期借入金（1年内返済予定額を含む）のうち、シンジケートローン(コミットメント期間付タームローン)契約（期末残高1,896,790千円）には財務制限条項が付されております。その内容は次のとおりであります。

コミットメント期間付タームローン契約（2017年9月15日契約、期末残高864,492千円）

イ. 連結貸借対照表に係る純資産の部（為替換算調整勘定及び非支配株主持分を除く）の金額を、直前期末時点又は2017年3月末時点のいずれか大きい方と比較して75%以上に維持すること。

ロ. 連結損益計算書の経常損益を2期連続赤字としないこと。

なお、当事業年度において、いずれの項目についても抵触しておりません。

コミットメント期間付タームローン契約（2019年3月14日契約、期末残高1,032,298千円）

イ. 連結貸借対照表に係る純資産の部（為替換算調整勘定及び非支配株主持分を除く）の金額を、直前期末時点又は2018年3月末時点のいずれか大きい方と比較して75%以上に維持すること。

ロ. 連結損益計算書の経常損益を2期連続赤字としないこと。

なお、当事業年度において、いずれの項目についても抵触しておりません。

(株式給付型ESOP)

当社は、2018年7月13日開催の取締役会において、当社及び当社グループ会社の従業員（以下、当社グループ従業員といたします。）を対象とした、インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」（以下、「本制度」といたします。）の導入を決議し、2018年8月13日より導入しております。

当社は、当社グループ従業員の新しい福利厚生制度として当社の株式を給付し、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、株式給付型ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「ESOP信託」といたします。）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社グループ従業員に対し給付する仕組みです。

当社は当社グループ従業員に対し、貢献度に応じたポイントを付与し、株式給付規

程に定める一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、96,281千円、86,900株であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 249,720千円

2. 保証債務

(1) 下記の子会社の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っております。

(株)力の源カンパニー	6,627千円
(株)渡辺製麺	9,000千円
計	15,627千円

(2) 下記の子会社における支払家賃に対し、保証を行っております。

IPPUDO NY, LLC	18,360千円
IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD	62,158千円
計	80,518千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の額（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	338,642千円
短期金銭債務	273,230千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

 営業取引による取引高

営業収益	1,982,149千円
営業費用	735,323千円

 営業取引以外の取引高

受取利息	114,397千円
貸貸収入	18,208千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	87,041株
------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	66,240千円
資産除去債務	1,142千円
未払事業税	8,292千円
繰越外国税額控除	69,271千円
会社分割による関係会社株式調整額	76,652千円
関係会社株式評価損	510,034千円
投資有価証券評価損	40,872千円
繰越欠損金	13,771千円
貸倒引当金	5,537千円
その他	68,954千円
繰延税金資産小計	860,769千円
評価性引当額	△685,228千円
繰延税金資産合計	175,540千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,003千円
繰延税金負債合計	△1,003千円
繰延税金資産純額	174,536千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高 (注1)
子会社	㈱力の源 カンパニー	所有 直接 100.0%	経営指導 資金の援助 役員の兼任	経営指導料 の受取 (注2)	615,150	売掛金	55,330
				資金の貸付 (注3,7)	4,905,709	関係会社 長期貸付金 (注5)	4,099,000
				増資の引受 (注6)	1,500,000	-	-
子会社	㈱渡辺製麺	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	-	関係会社 長期貸付金	140,000
子会社	CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.	所有 直接 100.0%	業務委託 資金の援助 役員の兼任	業務委託 (注4)	684,833	未払金	240,804
				資金の貸付 (注3)	-	関係会社 長期貸付金	259,204
子会社	IPPUDO USA HOLDINGS, INC.	所有 間接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	-	関係会社 長期貸付金	409,803
子会社	IPPUDO CA, LLC	所有 間接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	76,218	関係会社 長期貸付金	709,639

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 経営指導料については、業務内容、業績等を勘案し、両社協議の上で決定しております。
- (注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
- (注4) 業務委託料については、委託業務に係る人件費等必要経費を勘案し、両社協議の上で決定しております。
- (注5) 関係会社長期貸付金に対して、当事業年度において1,439,907千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
- (注6) 増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。
- (注7) 取引金額は、期中平均残高を記載しております。

収益認識に関する注記

顧客から生じる収益を理解するための情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	237円61銭
1株当たり当期純利益	67円98銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、「株式給付型ESOP」制度において信託口が保有する当社株式（当事業年度末86,900株、期中平均株式数88,390株）を控除して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社力の源ホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	西 川 賢 治
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	米 崎 直 人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社力の源ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社力の源ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのもの

ではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社力の源ホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人
大阪事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西川賢治
指定社員 業務執行社員	公認会計士	米崎直人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社力の源ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものである。

はないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

株式会社力の源ホールディングス 監査等委員会

監査等委員 齋藤 晃宏 (印)

監査等委員 辻 哲哉 (印)

監査等委員 田鍋 晋二 (印)

(注) 監査等委員辻哲哉氏及び田鍋晋二氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上